

日本社会医療法人協議会基本的活動方針

平成25年12月9日

日本社会医療法人協議会

高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確立が求められている。

このため、第五次医療法改正においては、地域医療の重要な担い手である医療法人について、特に地域で必要な救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児救急医療の提供を担う医療法人として新たに社会医療法人制度が創設された。

平成19年4月の創設以来、これまでに全国で215の医療法人が認定され、地域に良質かつ適切な医療を効率的に提供している。この社会医療法人制度を今後も一層発展させていくことは、地域医療の土壌を強固にし、社会の強靱なセーフティネットを形成することに他ならない。

われわれは、平成17年2月に「特定・特別医療法人の会」として発足し、同年12月に「社会医療法人協議会」と名称変更を行い、社会医療法人制度の創設のために活動してきたが、制度創設に伴い、社会医療法人の健全なる発展を図り、その運営を助成することにより国民医療の向上を図ることを目的に平成25年12月9日に日本社会医療法人協議会を設立した。本協議会は、目的達成のため、次の各種施策の実現を目指すべく活動を行っていくものである。

1. 社会医療法人制度のあり方の再検討

(1) 社会医療法人の実績基準の適正化

現行の認定要件中、救急医療等確保事業の実績基準はきわめてハードルが高いうえ、救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療の業務分野ごとに要件充足の難易度に差がある。なおかつこれらの基準は、地域の医療提供体制の変動という外的事情や当該地域における社会医療法人自身の確保事業への貢献により、充足の可否が大きく左右され、社会医療法人のあずかり知らない原因や確保事業への貢献結果から、認定取消しにつながりかねない。

こうした社会医療法人制度の根幹に及ぶ課題を解消するためには、現行の実績基準を緩和し柔軟に運用する必要がある。

(2) 社会保険診療収入割合80%基準の見直し

社会医療法人は他の医療法人と異なり収益事業が認められ、そこで得られた収益を医療に活用できることとされている。本来ならば、自由に収益事業を営んでいくことが可能なのだが、それと同時に社会保険診療収入等が全収入の80%を超えていなければならないとも規定されている。したがって、収益事業の大幅な実施は、絵に描いた餅と化している。社会医療法人の経営の自由度を高めるためには、80%基準の緩和が必要である。

2. 社会医療法人に関する税制の見直し

(1) 社会医療法人認定取消し時の一括課税の見直し

社会医療法人の認定が取り消された場合には、社会医療法人となって以後の非課税とされた累積所得金額すべてに一括課税されることになっているが、これは医療法人の死命を制することになりかねないため、見直すことが必要である。

(2) 固定資産税等の非課税範囲の統一と拡充

社会医療法人の「救急医療等確保事業の用に供する固定資産」に対しては、固定資産税等が非課税とされている。この非課税範囲の取扱いが全国の市町村で必ずしも統一されていないため、法解釈の明確化と統一を求めていくこととする。併せて、非課税の範囲を「医療の用に供する固定資産」全般に拡充することも求めていく。

(3) 社会医療法人の行う附帯業務の「収益事業」からの除外

社会医療法人の業務には病院、診療所の運営という本来業務に加え、居宅介護系事業や医療関係者の養成等の附帯業務があるほか、広範な収益業務が認められている。法人税法上の「収益事業」から除外されているのは、このうち社会医療法人の本来業務たる医療保健業だけであるが、附帯業務には巡回診療所やへき地診療所の開設等も含まれるなど、公共性・公益性の面において必ずしも本来業務に劣るとは言えない。したがって、附帯業務も法人税法上の「収益事業」から除外することを求めていく。

(4) 社会医療法人に対する寄付金税制の整備

社会医療法人を税法上の特定公益増進法人とし、これらに対して寄付が行われた場合、寄付をした側については支出額の一定部分を所得税法上の寄付金控除の対象及び法人税法上の損金とするよう求めていく。

3. 社会医療医療法人の運営の支援等

社会医療法人及び社会医療法人を目指す医療法人（以下「社会医療法人等」という。）を対象とする講習会・研修会の実施、社会医療法人制度に関する調査研究の実施、機関誌の発行及びホームページ並びに電子メールの活用による情報提供等により社会医療法人等の運営を支援するとともに広く社会医療法人の活動内容を広告する。

また、上記1、2の課題を解決するため、四病院団体協議会、日本病院団体協議会及び日本医師会等医療関係団体との連携を図る。

以上